

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令案について

令和 3 年 12 月

特 許 庁

1. 政令案の趣旨

特許法等関係手数料令（昭和 35 年政令第 20 号）第 5 条第 1 項の表第 1 号において、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者が納付すべき料金（以下「電子化手数料」という。）の額を定めている。

平成 12 年に現行の電子化手数料の額を定めて以来、その後 20 年以上見直しを行っていなかったところ、令和 2 年 10 月から令和 3 年 1 月にかけて計 5 回開催された産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会において、特許庁サービスの維持・向上のための歳出・歳入構造改革の観点から、電子化手数料の適正化について指摘がされ、電子化手数料の算定方法について見直しを行った

その結果、実費が現行料金を上回っている状況であることが明らかとなったことから、電子化手数料についてその実費に基づいた見直しを行う。

2. 政令案の概要

電子化手数料について、1 件につき 1,200 円に書面 1 枚につき 700 円を加えた額から、1 件につき 2,400 円に書面 1 枚につき 800 円を加えた額とする。

	基本料金 ※手続 1 件当たり	従量料金 ※書面 1 枚当たり
現行料金	1,200 円	700 円
改正案	2,400 円	800 円

3. スケジュール（予定）

公布：令和 4 年 3 月下旬

施行：令和 4 年 4 月 1 日